

月 日 () : ~ 企業名:

様式番号	申請書及び添付書類	許可申請										変更				届出		摘要			
		新規	許可 換え 新規	般・ 特新 規	業 種 追 加	更 新	般・ 業 種 追 加	更 新	般・ 業 種 追 加	更 新	業 種 追 加	所 在 地・ 資 本 金	営 業 所 の 新 設	役 員 等	変 更 に 規 定 す る 使 用 人	監 理 技 術 者 等	監 理 技 術 者		年 度 報 告 書 等	欠 格 要 件 等	廃 業
—	表紙(許可申請用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
第1号	建設業許可申請書(※H28.11.1様式変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										法人番号指定通知書の写し又は当該画面コピー(H28.11.1以降の初回提出時に提示が必要)
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)(※H28.6.1変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										営業所の新設・変更で住所等が登記簿で確認できない場合は、営業所の住所等が確認できる書類(写し)添付
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
別紙三	収入印紙、証紙等貼付欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
第2号	工事経歴書(※H27.4.1記載要領変更)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○										実績の有無に関わらず必要(更新申請をする業種については省略可能) 工事実績が確認できる契約書等の提示が必要。 様式記載において工事実績等が個人名が特定されないよう留意すること
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○										実績の有無に関わらず必要(更新申請をする業種については省略可能)。
第4号	使用人数(※H27.4.1様式変更)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○										年度報告の場合、変更があれば添付
第6号	誓約書(※H27.4.1様式変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			新	○						誓約書に記入する申請者名は代表者名
第7号	経営業務の管理責任者証明書(※H27.4.1様式変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										常勤性を確認できる書類の提示が必要。(別添「常勤確認の書類」参照) 新規・変更の場合は以下の書類添付が必要。 ①経営経験を証明する書類(写し) ②経歴表を証明する書類(写し)
別紙	経営業務の管理責任者の略歴書(※H27.4.1様式追加)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
別紙四	専任技術者一覧表(※H27.4.1様式追加)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)(※H27.6.1様式変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										常勤性を確認できる書類の提示が必要。(別添「常勤確認の書類」参照)
—	専任技術者としての資格を有することを証明する資料(※H27.4.1変更)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○										監理技術者資格者証(写し添付)または「資格証明書(写し添付+原本持参)、実務経験証明書(様式第9号)、指導監督的実務経験証明書(様式第10号)、卒業証明書のうち該当する書類 実務経験証明書を提出する場合、当該経験期間の雇用関係が確認できる書面を提示
第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表(※H28.6.1変更)	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○										新規・更新・変更(技術者の追加)の場合は常勤確認の書類の提示が必要。 般特新規に関し、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合には 添付が必要。
—	国家資格者等・監理技術者としての資格を 有することを証明する資料(※H27.4.1変更)	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△										監理技術者資格者証(写し添付)または「資格証明書(写し添付+原本持参)、実務経験証明書(様式第9号)、指導監督的実務経験証明書(様式第10号)、卒業証明書のうち該当する書類 ※実務経験証明書を提出する場合、当該経験期間の雇用関係が確認できる書面を提示 ※専任・国監の変更の際、資格証明書(写し)を添付する際には原本持参は省略可(国監一専技は省略不可)
—	定款	法	法	△	△	□	△	□	□	□	□										般特新規に関し、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合には
第15号	貸借対照表(法人用)(※H27.4.1記載要領変更)	法	法	△	△	△	△	△	△	△	△										財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第16号	損益計算書(法人用)	法	法	△	△	△	△	△	△	△	△										
第17号	株主資本等変動計算書(法人用)	法	法	△	△	△	△	△	△	△	△										
第17号の2	注記表(法人用)(※H27.4.1記載要領変更)	法	法	△	△	△	△	△	△	△	△										
第17号の3	附属明細表(株式会社用)(※H27.4.1記載要領変更)	法	法	△	△	△	△	△	△	△	△										財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第18号	貸借対照表(個人用)(※H27.4.1記載要領変更)	個	個	△	△	△	△	△	△	△	△										資本金が1億円を超えるか、直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出
第19号	損益計算書(個人用)	個	個	△	△	△	△	△	△	△	△										財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
—	登記事項証明書(商業登記簿)	法	法	△	△	法	法	法	法	法	法										申請者が個人の場合で、支配人登記をしているものを含む。 個人で商業登記簿がない場合、それに代わる資料の写しを添付する。
第20号	営業の沿革	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○										
第20号の2	所属建設団体	○	○	△	△	□	△	□	□	□	□										
—	納税証明書(事業税等)	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△										事業税についての証明書(知事許可)
第20号の3	健康保険等の加入状況(※H28.6.1変更)	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○										健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入及び納入を証明する書類(写しを「控え」に添付)
第20号の4	主要取引金融機関名	○	○	△	△	□	△	□	□	□	□										
別紙一	役員等の一覧表(※H28.6.1変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										法人については役員に加え相談役、顧問等、100分の5以上に相当する出資をしている者も記載する。 個人については経営業務の管理責任者のみの場合省略可 ※記載内容に変更がない場合は省略可
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧(※H27.4.1様式変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										常勤を確認できる書類の提示が必要。(別添「常勤確認の書類」参照)
—	後見等登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			新	○						法人:役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人 ※顧問、相談役については当面提出を求めない。(「株主等」も同様)
—	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			新	○						個人:事業主、法定代理人、令第3条に規定する使用人
第12号	許可申請者等の住所、生年月日等に関する調書(H27.4.1様式変更) (旧・略歴書)(※H28.6.1変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			新							法人:別紙1に記載した役員等全員 顧問・相談役については当面の間、「黄罰」の欄への記載並びに署名押印を求めない。(「株主等」も同様) 個人:個人事業主
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する 調書(※H28.6.1変更)(旧・略歴書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										様式第11号に記載した者について提出
第14号	株主(出資者)調書	法	法	△	△	□	△	□	□	□	□										
—	表紙(変更届用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
第22号の2	変更届出書(※H28.11.1様式変更)第1面・第2面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
第22号の3	届出書(※H28.6.1変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
第22号の4	廃業届(※H28.6.1変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
別紙8	変更届出書(年度報告用)(※H28.11.1様式変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
—	事業報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
—	納税証明書その1(消費税及び地方消費税の税額入り)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										株式会社のみ 様式は問わない ※経営事項審査を受ける事業者のみ
—	申請者の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										許可申請(新規・更新他 以下同様)の場合、原本提示+写しを「控え」に添付 変更・廃業の場合、提示のみ(添付不要)
—	経営業務管理責任者の住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										許可申請の場合、原本提示+写しを「控え」に添付 変更の場合、提示のみ(添付不要)
—	専任技術者の住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										許可申請の場合、原本提示+写しを「控え」に添付 変更の場合、提示のみ(添付不要) ※「専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更」のみの申請の場合は省略可
—	令第3条使用人の住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										許可申請の場合、原本提示+写しを「控え」に添付 変更の場合、提示のみ(添付不要)
—	預金の残高証明	○	△	△																	提示のみ(添付不要)※一般建設業許可のみ

○…必要な書類 ○…該当があれば必要な書類 □…変更がなければ省略可能な書類 △…省略可能な書類
法…申請者が法人の場合に必要な書類 個…申請者が個人の場合に必要な書類 新…変更する役員が新任である場合に必要な書類

注: 省略可能としている書類についても、審査の状況により提出を依頼することがあります。